

令和8年度山形市食品衛生監視指導計画概要

1 趣旨

食品衛生法第24条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(厚生労働省告示)に基づき、食品衛生に関する監視及び指導の実施について定めるものです。

2 基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、国や山形県、関係自治体、関係機関・団体と連携を取りながら、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより、流通する食品等の安全性の確保を図ります。

- (1) 食品営業施設の立入検査と流通する食品(輸入食品を含む)の収去検査の計画的な実施
- (2) 食中毒予防対策の強化
- (3) HACCPに沿った衛生管理の徹底
- (4) 適正な食品表示の確保と徹底
- (5) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実
- (6) 市民等への情報提供及びリスクコミュニケーションによる相互理解の促進と施策への市民意見の反映
- (7) 人材育成及び衛生管理技術の向上

3 重点的な取組み

- (1) 食中毒の予防
食中毒を未然に防ぐための取組み
- (2) HACCPに沿った衛生管理
HACCP制度化に係る取組み
- (3) 適正な食品表示の監視指導
食品表示法に基づく適正な表示に係る取組み

4 計画の期間及び対象区域

- (1) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31までの1年間
- (2) 対象区域 山形市内全域

5 実施体制

- (1) 監視指導
- (2) 試験検査の実施機関
- (3) 食品衛生監視員等の育成
- (4) 関係機関との連携
 - ① 山形県との連携
 - ② 国や他自治体との連携
 - ③ 庁内の連携
 - ④ 食品関係団体との連携

6 監視指導に関する事項(主なもの)

- (1) 一般的監視指導事項
食品等による健康被害のおそれの有無、食品等の規格基準の遵守について、適正な食品表示、施設基準の適合、一般的衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の実施の有無
- (2) 食品群ごとの監視指導項目
- (3) 立入検査等
食品営業施設への立入検査及び一斉監視指導を計画的に実施します。
- (4) 食品等の収去検査
市内で生産、製造、加工及び流通する食品等の収去検査を計画的に実施します。
- (5) 食中毒予防対策
発生原因に応じた監視指導のほか、観光地や祭事における監視指導を行います。
- (6) HACCPに沿った衛生管理の徹底
講習会や監視指導等を通じ、また、関係団体とも連携して、普及啓発を図ります。
- (7) 食品表示対策
食品表示が適正に行われているか監視指導を行います。
- (8) と畜検査及びと畜場等の監視指導
と畜場に搬入される獣畜について、と畜検査や食肉の動物用医薬品の残留検査を実施します。
- (9) 輸出食品の衛生管理対策

7 食中毒、違反食品を発見した場合の対応

- (1) 食中毒等健康被害発生時の対応
食中毒の発生時には原因究明、被害拡大の防止の観点から関係機関と連携し、迅速かつ的確な調査を実施し、必要な措置を講じます。
- (2) 違反・不良食品等発見時の対応
違反・不良食品等発見時には、必要に応じて食品衛生法第59条、第60条又は第61条の規定に基づく当該食品の販売停止、原因の究明、回収等の措置を速やかに行なうよう指導します。
- (3) 情報の公表について
食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法第69条及び食品表示法第7条に基づき、情報の公表を行います。

8 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進

- (1) HACCPに沿った衛生管理の徹底
- (2) 食品衛生責任者の設置
- (3) 事業者による自主衛生管理の推進及び支援
- (4) 食品衛生指導員との連携
- (5) 食品等事業者における危機管理体制の整備

9 市民に対する情報提供・普及啓発

- (1) 情報提供及び普及啓発
市ホームページなど様々な媒体を利用し、迅速な情報提供を行います。
- (2) リスクコミュニケーション
消費者、生産者、食品等事業者等から意見を聴取り、相互理解を図ります。